

令和3年度 女性活躍に向けた働き方改革サポート業務 提案説明書（企画提案募集要領）

1 事業の名称

令和3年度 女性活躍に向けた働き方改革サポート業務

2 提出書類

(1) 企画提案提出書（企画提案様式3号）

(2) 企画提案書（A4版）・・・・・・・・12部

企画提案仕様書を確認のうえ、以下の項目を盛り込んで提案してください。

ア 事業企画の考え方

イ 企画提案仕様書「7 企画提案事項」

ウ 想定経費内訳

(3) 企画提案の概要（企画提案様式5号）

3 選定方法及び選定数

(1) 受託者の選考は、企画提案（プロポーザル）方式により選考するものとする。

(2) 応募のあった事業者の企画提案書を「令和3年度 女性活躍に向けた働き方改革サポート業務」企画競争実施委員会（以下「委員会」という。）において審査のうえ、1事業者を選定する。

4 応募資格要件

この企画提案に応募する事業者は次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 札幌市内に活動拠点（本社又は営業所等）を有している者

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

(3) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。

(4) 札幌市の平成30～令和2年度札幌市競争入札参加資格者名簿登載者（申請中の者については、企画提案書の提出期限までに登録されていること）

(5) 札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適合要件に該当しない者

(6) 札幌市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者

(7) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号の規定によるもの）に該当しない者。又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係しない者

(9) 政治団体（政治資金規正法第3条の規定によるもの）に該当しない者

(10) 宗教団体（宗教法人法第2条の規定によるもの）に該当しない者

(11) 企画提案方式による応募を行う時点において、法令に違反する事実がなく、かつ、事業を実施する時点において法令に違反しないことが確実であると認められること。

(12) 複数企業による共同企業体（JV）での応募ではないこと。

5 企画提案実施に係るスケジュール

- (1) 公示 … 2月15日(月)
- (2) 事業実施に関する質問受付及び回答 … 2月15日(月)～2月19日(金)13時まで
- (3) 企画提案意思確認書の提出締切日 … 2月26日(金)13時まで
- (4) 事業の企画提案書の提出締切日 … 3月5日(金)13時まで
- (5) 企画提案書のプレゼンテーションの実施 … 3月18日(木) 予定
- (6) 選定事業者の発表 … 3月19日(金)以降
- (7) 契約締結予定日 … 契約候補者決定後、札幌市の指定する日

6 企画提案意思確認書(企画提案様式1号)

企画提案への参加を希望する事業者は下記のとおり、企画提案意思確認書を提出すること。

- (1) 提出期限
令和3年2月26日(金)13時まで(必着)
- (2) 提出方法
直接持参とする。(受付時間:平日8時45分～17時まで。ただし、2月26日は13時まで)
- (3) 提出先
札幌市経済観光局雇用推進部雇用推進課
(〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階南側)

7 事業に関する質問受付及び回答

- (1) 質問
企画提案への参加を検討する事業者からは、質問を受け付ける。
質問がある場合については、下記の期間に「質問書」(企画提案様式2号)を提出すること。

ア 受付期間

令和3年2月15日(月)～2月19日(金)13時まで

イ 提出先

札幌市経済観光局雇用推進部雇用推進課

(〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階南側)

ウ 提出方法

E-Mail 又は FAX で、質問書を受け付ける(電話や窓口での質問は受け付けない。)。その際、件名は「女性活躍に向けた働き方改革サポート業務に係る質問書」とすること。

・E-Mail メールアドレス koyou@city.sapporo.jp

・Fax 011-218-5130

- (2) 回答

質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答することとし、それ以外の質問については質問者に対する回答に加えて、取りまとめのうえ、札幌市ホームページ上においても公表する。

なお、受付期間内に到着しなかった質問書については、原則として回答しない。

8 企画提案書の提出

- (1) 提案内容
「企画提案仕様書」のとおり
- (2) 提出期限
令和3年3月5日(金)13時まで(必着)

(3) 提出方法

事前に連絡のうえ持参すること。(受付時間：平日8時45分～17時まで。ただし、3月5日は13時まで)

(4) 提出先

札幌市経済観光局雇用推進部雇用推進課

(〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階南側 電話211-2278)

(5) 提出書類及び部数

ア 企画提案提出書(企画提案様式3号) 1部

イ 企画提案書 12部

(ア) A4版、片面印刷、10ページ以内(表紙と目次を除く)。

(イ) 表紙と目次を除きページの通し番号を付すこと。

(ウ) 提出する提案書に提案事業所の名称、事業所の所在地、代表者の記名・押印、責任者の氏名、電話番号、FAX番号、Eメールアドレスを記載すること。

(エ) 提案事業所を特定できる表現は、上記(ウ)以外には記載しないこと。

(オ) 提案書とは別に資料を提出することは認めない。

ウ 「企画提案の概要」(企画提案様式5号) 1部

A4判、片面2ページ以内に収まる簡潔な内容とし、文字は9ポイントで固定とする。電子データ(エクセルファイル)を電子メールでも提出すること。

・電子メール：koyou@city.sapporo.jp

(6) 提出後の変更

提出された企画提案書等は、提出後の差換え、変更及び取り消しすることはできない。また、返却には応じないものとする。

(7) 無効の取扱い

提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合には無効とする。

ア 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明な場合

イ 本提案説明書、企画提案仕様書に従って作成されていない場合

ウ 下記10に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合

エ 同一の事業者が2つ以上の企画提案書を提出した場合

オ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、若しくは不正の利益を得るために連合した事業者が提出した場合

(8) その他

ア 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願(企画提案様式4号)」を提出すること。

イ 企画提案書の再提出は認めない。

ウ 「取下願」の提出があった場合も、すでに提出した企画提案書は返却しない。

9 書類審査の実施

本事業に企画提案しようとする団体等が6者以上となった場合は、「令和3年度 女性活躍に向けた働き方改革サポート業務企画提案審査要領(以下「審査要領」という。)」に基づき、下記のとおり提案企画書の書類審査を行い、上位5者の企画提案を選定し、企画提案書提出事業者に通知するものとする。

(1) 書類審査実施日

令和3年3月10日(水)

(2) 書類審査内容

ア 事業の理解度について(配点20点)

- イ 企画書の体裁について（配点 5 点）
- ウ 提案の実現性について（配点 10 点）
- エ 提案の妥当性について（配点 15 点）

(3) 書類審査結果の通知

企画提案書提出者すべてに、令和 3 年 3 月 12 日（金）までに審査結果を電話及び書面で通知する。

10 企画提案書のプレゼンテーションの実施

企画提案書を期日までに提出した事業者は、本市の指定する日時に、委員会に対して企画提案書の内容等についてのプレゼンテーションを実施すること。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大により、緊急事態宣言が発令された場合等、対面でのプレゼンテーションが実施困難な場合には開催方法の変更を行う場合がある。

(1) プレゼンテーション実施日（予定）

令和 3 年 3 月 18 日（木）（開始時間については別途連絡する。）

(2) 実施場所

札幌市役所 14 階 第 3 号会議室（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目）

(3) 実施方法

ア 出席者は 3 名以内とする。

イ 持ち時間は 30 分（説明 10 分、質疑 20 分）程度とし、本市の指示した時刻から順次個別に行う。

ウ プレゼンテーションに出席しない事業者の提案は無効とする。

エ 事前に提出された企画提案書に基づいて、企画提案すること。当日の資料追加及びプロジェクター・パソコンの使用は認めないものとする。

11 企画提案審査の実施及び審査基準

(1) 委員会は、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの実施後、直ちに別に定める審査要領に基づいて審査を行い、最も高い評価を受けた 1 事業者を選定する。

(2) 審査は、提出された企画提案書による審査を基本とするが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

(3) 審査に当たっては、企画提案項目に応じた配点と、企画提案全体に対する配点を行う。評価に当たり、一部項目において重点加算方式を行う。

ア 事業を行うに当たっての基本的考え方（配点 5 点）

イ 事業の具体的な取組内容（配点 55 点）

ウ 事業全体に係るその他事項（配点 40 点）

(4) 審査に当たっては、最低基準点（6 割）以上の得点を得た団体等の中から上位 1 者を受託予定者として選定する。

(5) 審査の結果、委員会委員の評価の合計が同点の企画提案書があるときは、審査対象事項間の得点バランスその他について総合考慮の上、委員の合議により選定する。

12 受託者特定等の通知及び契約

委員会において、審査の結果、基準点以上の得点を得た事業者等の中から最上位 1 者を契約候補者として選定する。また、参加者が 1 者であっても、最低基準を満たしている場合には、契約候補者とする。

なお、選定した事業者等には決定通知を、落選した事業者等には落選通知を送付する。

(1) 通知日（予定）

令和 3 年 3 月 19 日（金）以降

(2) 対象業務の委託

ア 原則として、委員会で選定された契約候補者へ当該業務を委託する。

イ 札幌市は、選定した契約候補者と別途指名見積合せを実施し、契約金額を確定した後に契約を締結する。

ウ 選定した契約候補者が委託契約を辞退した場合は、企画提案の審査で次点の評価を受けた事業者を選定する。ただし、次点の評価を受けた事業者が、最低基準点に満たない場合は選定しない。

(3) 選定結果についての疑義の申立て

ア 評価対象者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。ただし、持参により提出するものとし、送付や電送によるものは受け付けない。

イ 疑義の申立てに対する回答は、申立てのあった日の翌日から起算して5日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、書面により回答する。

ウ 疑義の申立ての提出先及び受付時間は次のとおりとする。

提出先：札幌市経済観光局雇用推進部雇用推進課

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階南側

受付時間：8時45分から17時15分（土日・祝日を除く。）

13 参加資格の喪失

参加資格を有することについての確認を受けた者が、評価が確定するまで（契約候補者については契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当する場合は、評価をせず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

(1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき

(2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき

(3) 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

14 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない若しくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。申立ての提出先及び受付時間は12（3）ウのとおりとする。

15 著作権等に関する事項

(1) 企画案の著作権は、各企画提案者に帰属する。

(2) 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ企画提案者に通知するものとする。

(3) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

(4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(5) 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合があ

る。

16 注意事項

- (1) 企画提案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (2) 委託者と受託者との契約内容は、企画提案された内容を踏まえ、協議のうえ決定する。なお、協議が整わない場合は、受託者を変更する場合がある。
- (3) 企画提案に参加する事業者が不穏な行動をするとき、又は企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、企画競争方式による企画提案の実施を延期又は取り止めることがある。
- (4) 委託業務の一部を第三者に委託、又は請け負わせることはできない。ただし、委託業務の性質上、札幌市がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。本提案中において、再委託にて実施を予定しているものがあれば、その内容及び予定している再委託先を明確にして提案すること。
- (5) 本事業に係る契約書については、「契約書 (案)」に基づいた内容とする。
- (6) 審査の結果、最も優秀と判断された企画を提出した事業者を選定するが、実際の委託業務の内容については、提案した企画の内容を基本に、詳細は札幌市と受託者の協議により決定する。
- (7) 本事業は札幌市議会において令和3年度予算案が可決された場合に実施する。